

1.【消費者基本計画】※(平成22年度～26年度)

毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況を検証・評価し、必要な見直しを行い、閣議決定・公表。⇒翌年度の施策に反映。

※各府省庁等が実施する171の具体的施策を記載(消費者庁関係は78施策)

2.検証・評価

消費者庁関係

▶東日本大震災への対応

- ・震災に関連する悪質商法110番の開設(23. 3～7)
- ・地方自治体支援

相談窓口への専門家派遣、放射性物質検査機器貸与

▶食品と放射能への対応

「食品と放射能Q&A」の配布、公表
リスクコミュニケーション開催

▶リコール情報一元化システムの構築、運用開始

▶消費者安全法一部改正法案提出

(事故調査機関設置及び財産事案に係る事業者への行政措置)

▶食品安全基本法に規定する「基本的事項」改定(P)

▶特定商取引法一部改正法案提出(貴金属訪問購入)

▶消費者教育の方向取りまとめ(消費者教育推進会議取りまとめ)

▶決済代行登録者制度運用開始、消費者庁越境消費者センター開設

各省関係

▶【マンション投資悪質勧誘問題対策】〔消費者庁・国土交通省〕

- ・宅建業法施行規則改正

▶【民間賃貸住宅の契約適正化】〔国土交通省〕

- ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」、「賃貸住宅標準契約書」改訂

▶【有料老人ホームの入居契約適正化】〔厚生労働省〕

- ・老人福祉法改正～入居後一定期間に契約解除の場合の前払金返還義務付け等

▶【無登録業者による未公開株等取引の規制強化】〔金融庁〕

- ・金融商品取引法等改正

▶【犯罪被害者のための施策の充実】〔金融庁・財務省〕

- ・預保納付金の具体的用途に関する主務省令の制定

▶【特定電子メールの送信の適正化】〔消費者庁・総務省〕

- ・特定電子メールの送信等に関するガイドライン改定

▶【子どもによるICTメディア利用の健全化】〔総務省〕

- ・ICTメディアリテラシー育成プログラムの開発・公開

▶【有料放送契約に関する制度整備】〔総務省〕

- ・放送番組種別・放送時間の公表等制度の整備

3.計画の主な見直し(案) ※各省協議中

消費者庁関係

☆【地方消費者行政支援】

- ・「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行う

☆【国民生活センターの国への移行】

- ・国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の在り方に関して検討し、所要の措置を講じる

☆【預託法の運用見直し】

- ・平成24年度上半期を目途に、制度面・運用面の問題点を整理し、可能なものは政省令・通達などで速やかに対応する

☆【消費生活相談員の法的位置付け】

- ・平成24年夏を目途に今後の方向性について一定の結論を得た上、さらに具体化の検討を進める

各省関係

☆【違法ドラッグ対策】〔関係省庁等〕

- ・取締り体制の強化、消費者への情報提供・啓発活動を実施する

☆【自由診療分野における取引適正化】〔厚生労働省〕

- ・指針等を整備し、周知を行う

☆【まつ毛エクステンションによる被害への対応】〔厚生労働省〕

- ・消費者の安全を確保するための被害防止策について検討し措置を講じる

☆【有料老人ホーム等に係る入居一時金の在り方】〔厚生労働省〕

- ・償却についての透明性をさらに高めるための方策等について検討する

☆【CO2排出権取引への投資に係る消費者被害への対応】〔消費者庁・金融庁・経済産業省・環境省〕

- ・相談の実態等を踏まえて効果的な対応策について検討を行う

☆【公共料金に関する施策】〔物価担当官会議申合せ関係省庁〕

- ・公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性を確保するための取組を行う

☆【消費者教育の推進】〔消費者庁・文部科学省・関係省庁等〕

- ・消費者教育推進会議の取りまとめ結果を踏まえた取組を推進する

☆【医療機関のインターネット広告の表示改善】〔厚生労働省〕

- ・平成24年度中に医療機関のホームページに関する指針の整備を行う

4. 今後のスケジュール

○7月上旬目途 消費者政策会議、閣議決定

「消費者基本計画」の主な見直し(消費者庁案)

○地方消費者行政支援

【総論】第 2-2(1)(7頁)

「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その目指す姿や国による支援の在り方について地方公共団体や消費者委員会等の意見を踏まえて「地方消費者行政の充実・強化のための指針」として取りまとめ、引き続き、その充実・強化に取り組みます。

<重点的な取組>

○「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を実施します。

○「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。

○国民生活センターの国への移行

【総論】第 2-2(4)(8頁)

国民生活センターについては、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)において、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管する」とこととされました。

現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、

(1)国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方

(2)消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じます。

○違法ドラッグ対策

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
37-2	違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の撲滅に向けて、取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。	関係省庁等	引き続き実施します。

○自由診療分野における取引適正化

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、必ず施術の前に患者に説明し、同意を得るべき内容等を盛り込んだ指針等を整備し、周知を行います。	厚生労働省	直ちに検討に着手します。

○まつ毛エクステンションによる被害への対応

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
39-3	まつ毛エクステンションに係る消費者被害防止策について検討し、措置を講じます。	厚生労働省	できる限り早期に結論を得ます。

○預託法の運用見直し

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	平成 24 年度上半期を目途に検討を行い、対応します。

○有料老人ホーム等に係る入居一時金の在り方

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
58-2	有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性をさらに高めるための方策も含め、入居一時金の在り方について検討します。	厚生労働省	引き続き検討します。

○CO2 排出権取引への投資に係る消費者被害への対応

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
60-2	CO2 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	直ちに検討に着手します。

○公共料金に関する施策

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策に取り組みます。 ①所管省庁における公共料金に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ ②公共料金の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 ③据え置きが続いている公共料金を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施	消費者庁 消費者委員会 警察庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	速やかに着手し、継続的に実施します。

○消費者教育の推進

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。(P)	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	一部実施済み。消費者教育推進会議の取りまとめ結果(平成 24 年 4 月 6 日)を踏まえ、継続的に実施します。

○消費生活相談員の法的位置付け

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
122-2	消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。	消費者庁	平成 24 年夏を目途に、今後の方向性について一定の結論を得た上、さらに検討を進めます。

○医療機関のインターネット広告の表示改善

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
153-3	医療法に基づく広告規制の在り方について、患者(消費者)に適切な情報を提供する観点から、医療機関のホームページ上の表示の改善を図るため、医療機関のホームページに関する指針を整備し、医療機関の取組を促します。	厚生労働省	平成 24 年度中に指針を整備します。